「学習後、すぐに実践することで身に付く著作権教育」 ~ 「『ちょさっけん』ってなんだろう?」の実践を通して~

札幌市立もみじの森小学校 三浦 貴広

1. はじめに

本校では、「総合的な学習の時間」で行う多くの活動で、本やインターネットを活用した調べ学習を取り入れている。また、学習のまとめとして、一人一人が1枚の用紙に成果をまとめる活動を行うことが多い。子どもが提出したレポートを見ると、インターネットで見付けたホームページに記載されている文章をそのまま使用していたり、キャラクターを真似てイラストを描いていたりすることが目立つようになってきた。

子どもが学習の中で様々な知識や技能を身に付け、創造力を育んでいく過程には、必ず手本を参 考にするという手続きが必要である。しかし、参考にすることと見たものをそのまま真似ることと は別であり、真似しているだけでは創造力を高めることが難しい。

また、他人の作品を尊重し、自分の作品に誇りをもてるようになってほしいという願いから、著作権を題材にした学習を行うことにした。

子ども一人一人が著作権のもつ意義を理解し、自分らしさが表れる作品作りを目指すことで、より多くの知識や技能を身に付け、創造力も伸ばすことができると考えた。

2. 教育活動を行う前の児童の状況

本校4年生の子どもたちは、インターネットを使った調べ学習に対し高い関心をもち、意欲的に活動に取り組む。これは、画面にキーワードを入力するだけで、瞬時に解答を見付けることができるという、検索サイトの魅力や、調べ学習の時間は一人1台のパソコンを占有できるという満足感が要因となっていると考えられる。

ただ、実際に本やインターネットを使った調べ学習を行い、調べて分かったことをまとめたレポートを読むと、レポートを作成した子ども本人が理解していないであろう言葉が使われていたり、文章が書かれていたりすることが多く見られる。このことから、子どもの多くは、調べ学習の中で見付けた、目的に合っていそうな雰囲気をもつ文章を自分なりに解釈しようとするのではなく、そのまま写すことで理解した気持ちになっているということが分かる。

また、人が作成したものに対する意識、つまり著作権に対する意識が低かったり、著作権というものを知らなかったりするということも分かる。

3. 教育活動を行うにあたって目指したもの(教育活動の視点)

「著作権」と聞くと、「無断で使用してはいけないもの」、「コピーしてはいけないもの」という イメージが先に来ることが多い。そのため、著作権を題材にした学習をすると、「法を犯してはならない」「真似してはいけない」という考えにとらわれてしまい、子ども一人一人の創造力を伸ば すための妨げになってしまいかねない。子どもは手本を参考にすることから学習を始め、そこから 発展して創造性を高めていくものである。

そこで、著作権を題材にした学習を行うことで、「人の作ったものには著作権がある」という意識をもたせると同時に、「自分の作品は著作権に守ってもらえる」「著作権法が文化の発展の一助と

なっている」という意識ももたせる。その後、「自分らしさの表れる作品を作りたい」という意欲を高め、学習後すぐにまとめの活動を行うことで、子どもの著作権に対する意識や創造力を高めることができると考えた。

4. 教育活動の指導計画(3時間扱い)

時間	児童の活動	教師の関わり
1時間目	〈5分でできる著作権教育 事例 06 から学ぶ。〉	
	「ちょさっけん」ってなんだろう	・正しくは「著作権」と書き、
	聞いたことがあるよ	「ちょさくけん」と読むこ
	・何かを作ることかな。	とも伝える。
	・作る権利のことかな。	
	7, 0,210	
	〈映像を見ながら著作権について考える〉	・人の作品をそのまま写すこ
	※文化庁:楽しく学ぶ・みんなの著作権より	とについて考えをもたせ、
	③真似してかいたらいけないの?	交流の場をもつ。
	④コピーしたらいけないの?	
		・音楽 CD や写真などの複製
	・音楽や本だけでなく、写真や絵などいろいろ	について、ロールプレイを
	なものに著作権があるんだね	取り入れながら、著作権に
		ついて考える場をもつ。
2時間目	〈著作権法について考える〉	
	「著作権法」は何のためにあるのかな	
	・ずるをしたらだめだということかな。	
	・アイディアを盗むのは悪いことだからかな。	
		・著作権法の目的が、文化を
	・人のアイディアをそのまま使うのではなく、	発展させることでもあるこ
	別のものを創ろうとするから、よりよいもの	とを伝える。
	が発明されるんだね。	
	・著作権法に守られることは大切なんだね。	
3時間目	〈引用の仕方などについて学ぶ〉	
	人の作品を参考にするときにはどうすればいいのかな	
	・作者に連絡するのは大変だよ。	
	・文章の中に書く方法や、最後に書く方法など	・著作物を参考にしたり、引
	があるんだね。	用したりする場合は、引用
	・マナーを守って、自分らしい作品が作れるよ	元を明記することを伝え
	うにがんばりたいな。	る。

5. 教育活動の内容、流れ

(1)「ちょさっけん」って何だろう?

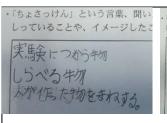
「著作権」とはなんだろうか

- ・調査をする権利
- ・何かを作る権利
- 何かをするために与えられた権利
- ・新聞に関係ありそうなもの など

学習の始めに、黒板に「著作権(ちょさくけん)」と書いた後、その言葉について、自分が知っていること、知らないなりにイメージしたことを学習カードに書かせた。

この結果から、学習を始める前の著作権に対する認知度がかなり低いことが明らかになった。

そこで、「5分でできる著作権教育」事例06「夏休みの自由研究で、インターネットや図書から他の人の論文を無断でうつす」を見ながら、子どもたちに、著作権とは何か、人の作品をそのまま写すのはなぜいけないのか、ということについて話し合った。



「ちょさっけん」という言葉、聞いたことはあります。 しっていることや、イメージしたことを書いてみまし ちょうとがたりなもの。 芝居べるもの 案斤聞に関係ありそう

写真①:子どもたちのイメージする著作権…実験 や調査に使用する道具、作品を作ったり見たりす る権利などの回答が多く見られた。



写真②:著作権についての話合いは、著作権はどんなものにあるのだろうか、というところから始まり、真似をする側、される側の気持ちについて考えを深めていった。

話し合う中で、「自分の書いた絵が、ちがう人の名前で掲示されていたらどんな気持ちになるだろうか」、「人の読書感想文を写して提出して、それが賞に入ったり、周りの人に褒められたりしたら、どんな気持ちになるだろうか」といったことが話題になった。

子どもたちはみな、「どちらの場合も嫌な気持ちになる。」「そんなことをして褒められても、気まずい。」などの感想や意見をもっていた。

学習の最後に、本時の振り返りを書かせたところ、多くの子どもが著作権に対する見方や考え方をもつことができた。

ただ、書かれた内容を見ると、「書いてまねしたらだめなことがわかりました。」「作者がかいたものは、コピーしてよいときと、だめなときがあることがわかりました。」「まんがの新作をまねしてはいけないことだと分かりました。」など、「~してはいけない。」という考え方が多く見られた。

最初は多さけんて存だる分と思いながら書いてまねしたりしたらだめなことからかりました。

かりかえり

ちょこりんのいみがわかってよかった。

作者がかいたものはコピーしていいときとだめなときがあることがわかりました。

写真③:学習後の振り返りでは、真似をするのはよくないという内容のものが多く見られた。

(2)著作権法はどうしてあるのかな?

前時終了後、子どもたちの心には著作権に対する「~してはいけない。」という印象が強く残っている様子が感じられたため、著作権法の意味について考える場を設定した。

授業では、まず、「真似をすることと、参考にすることの違いは何か」ということについて、

グループごとに話し合う時間をもち、グループとしての考えを出させた。

各グループから出された考えは、以下のようになり、多くの子どもが似たような考えをもっていることが明らかになった。

真似をすること	参考にすること
人が考えたことを、そのまま使うこと。	・人が考えたことのいいところを使うこと。
人が作ったものと同じものを作ること。	・人の考えをもとにして、似ているけど違うも
人と同じにすること。	のを作ること。
	・アイディアの一つとして使うこと。

上記のように出された意見を踏まえ、「著作権法があると、どんないいことがあるのだろうか。」 ということについて、グループごとに話し合う時間をもち、グループとしての考えを出させた。 各グループから出された考えは、以下のようになった。

「著作権法があると、どんないいことがあるのだろうか。」

- ・自分の考えたものが、人に勝手に使われない。
- ・自分の考えたものが、自分だけのものになる。
- ・そのまま真似をしてはいけないから、ちょっとずつ変わっていって、どんどん改良される。
- ・人の作品よりも、もっといいものを作ろうとするから、レベルが上がる。

学習後の振り返りカードには、「真似をするのではなく、自分なりの工夫をしていくことが大切だ。」ということや、「よいものを参考にしながら、自分なりの工夫をしていくことで文化が発展していくのはとてもよいことだと思う。」、「よりよいものにするために、自分なりの工夫をすることは、学校や学級でも同じことだと思いました。」という考えが見られ、著作権法のもつ、よりよいものづくりに対する意識の高まりが感じられた。

> ちた。けんで文化をはって人するとは、 とてもいってくたと思う。 理曲体文化をはて人すれば、 いい未来がてきると思えからです。 それに、ちょさっけんがないまりは、 ねったほうが自分は、文化がはって人 すると思ったからです。

写真④:学習後の振り返りでは、工夫することや 文化の発展に関する内容が見られた。

(3)引用の仕方を覚えよう

子どもたちは、著作権についての学習と同時期に、総合的な学習の時間「モリモリ環境プロジェクト」というごみと環境について学ぶ活動の成果を新聞にまとめるため、本やインターネットを活用しながら情報を集めていた。

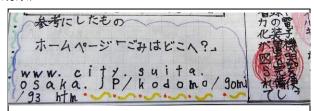
著作権について学習している子どもたちの中に、「本やインターネットで調べたことを新聞に書いてはいけないのか。」ということが新たな疑問として出てきた。それは、ホームページの作成者や書籍の著者に了解をとることが、自分たちにはできないと考えたからである。

そこで、引用の仕方について、実際に本やホームページを見ながら学習を進めた。その中で子どもたちは、記事の中に「〇〇には……と書かれていました。」と書く方法や、最後に表記するなどの方法があることを覚えた。

6. 教育活動を行った後の子どもの変容(教育活動の効果)

子どもたちはこれまで、本やインターネットを 活用しながら情報を集め、新聞にまとめる活動を する際、調べて見付けた情報をノートに写し取り、 そのまま自分の記事として使用していた。

しかし、著作権について学習した後の子どもたちは、本やインターネットに書かれていたことを そのまま記事にするのではなく、書かれていたこ



写真⑤:作成された新聞には、引用元が書かれるようになった。

とを自分なりに解釈し、自分の言葉で書こうとしていた。また、参考にしたホームページのタイトルやアドレスも記載するようになった。

7. 成果と課題

(1) 成果

今回の学習を始める前に行ったアンケート調査から、4年生の子どもたちの多くが、「著作権」 という言葉やその意味を知らないことや、本やインターネットで見付けた記事をそのまま自分の 記事として使うことに抵抗がないということも明らかになった。

そのような子どもたちに、著作権についての学習を行ったことで、「人のものを写すと、作った人が嫌な気持ちになる。」「人の作品を参考にして、自分なりに工夫を入れた作品を作りたい。」など、人の作品や自分の作品に対する見方や考え方を養うことができたのは大きな成果である。

また、著作権についての学習と、実際に本やインターネットを活用して情報を集め、新聞にまとめる活動を同時期に行ったことで、著作権に対する意識を高め、実際に引用元を記載する経験をすることができた。各学年で継続的に著作権についての学習を行うことで、著作権に対する見方や考え方をさらに深めることができると考える。

(2)課題

今回、「著作権」についての学習を行うことで、「人の書いた文章を、そのまま自分の新聞記事にしてはいけない。」「人の書いた文章を使うときには、引用元を必ず書く。」という点については、約束事として、ほとんどの子どもが理解することができた。

しかし、人の書いた文章をそのまま使ってはいけない理由については、「勝手に使われると、作者が嫌な気持ちになるから。」という意識に留まった。文章を書く際の引用方法を理解させることはある程度達成できたが、著作権について学ぶことで、「自分らしさ」を生かした作品作りへの意識を高めることや、作者や作品を尊重する心の育成という点では不十分だった。

子どもの発達段階に合わせて、各学年で段階的、継続的に指導していくことが大切である。